国土交通省における女性の職業選択に資する情報の公表及び特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（女性活躍推進法第19条第６項・第21条に基づく公表）

特定事業主名：国土交通省・観光庁・気象庁・運輸安全委員会・海上保安庁

令和８年７月３０日公表
令和８年１１月１日追記

≪女性の職業生活における機会の提供に関する実績≫

Ⅰ　職員の男女の給与の額の差異

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	81.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.2%
全職員	72.7%

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	94.6%
本省課室長相当職	95.6%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	95.6%
係長相当職	89.1%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	88.0%
３１～３５年	88.5%
２６～３０年	86.6%
２１～２５年	86.8%
１６～２０年	85.4%
１１～１５年	87.1%
６～１０年	91.1%
１～５年	91.9%

・任期の定めのない常勤職員において男女の給与に差異が出ている主な要因として、近年の新規採用者のうち女性比率が高くなっていることから、相対的に勤続年数が短く、賃金水準が低い女性職員の割合が高くなっていることが考えられる。
・職員数を計上する際、所定勤務日数に満たない職員については、月ごとに、所定勤務日数に占める勤務日数の割合に応じた換算を行っている。
【出典】国土交通省　令和７年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

Ⅱ　管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
管理的地位にある職員	3.6%

指定職相当職　　7/170　　（令和７年７月 31 日現在）
本省課室長相当職　100/2,788　（令和７年７月１日現在）
計　　107/2,958
【出典】内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」をもとに、
国土交通省大臣官房人事課において算出

Ⅲ　職員に占める女性職員の割合及び各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和７年度
在職者	**15.9%**
指定職相当	4.1%
本省課室長相当職	3.6%
地方機関課長・本省課長補佐相当職	7.8%
係長相当職（本省）	19.1%

在職者　　8,874/ 55,680（令和７年７月１日現在）
指定職相当職　　7/170　　（令和７年７月 31 日現在）
本省課室長相当職　100/2,788　（令和７年７月１日現在）
地方機関課長・本省課長補佐相当職　1,120/14,288　（令和７年７月１日現在）
係長相当職（本省）　513/2,686　（令和７年７月１日現在）
【出典】内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の登用状況のフォローアップ」

Ⅳ　採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和８年４月１日付け
全体	29.5%
総合職	16.4%
技術系区分	18.0%

全体　　563/1,911　（令和８年４月１日付け）
総合職　　23/140　　（令和８年４月１日付け）
技術系区分　123/683　　（令和８年４月１日付け）

【出典】内閣官房内閣人事局「女性国家公務員の採用状況のフォローアップ」

Ⅴ　中途採用の男女別実績

	男性	女性
本省・本庁	４０人	１９人
地方機関	３３６人	８４人

【出典】国土交通省大臣官房人事課

Ⅵ　女性に対する職業生活に関する機会の提供に資する制度の概要

① セクシュアル・ハラスメント等対策の整備状況

セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産・育児・介護に係るハラスメントに関する職員からの苦情等の相談に応じるため、相談窓口及び相談員を設置。また、セクシュアル・ハラスメント等の防止に向けて、職員の意識の啓発及び知識の向上を図るために、職員に対して必要な研修を実施。

② 特定事業主として実施する教育訓練・研修の概要

各職員階層に対応したマネジメント研修や、仕事と育児・介護等の両立に関する制度に関する研修を実施。また、新規採用職員や経験者採用職員に対して、メンター制度を整備するなど、男女を問わず職員が相談しやすい環境づくりを推進。

③ 人事配置・異動における育児や介護等の事情の配慮について

仕事と育児･介護等との両立に関する状況などの職員個人の事情や希望を把握の上で、できる限り、職員の事情や希望を踏まえた人事配置・異動を実施するため、定期的に管理職員や人事担当者と職員の間で面談を実施。

≪職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績≫

Ⅶ　平均勤続年数の男女の差異（R7 年度）

	全体	男性	女性
平均勤続年数	19.6 年	20.7 年	13.5 年

【出典】国土交通省大臣官房人事課

Ⅷ　男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

１．男女別の育児休業取得率

(1)　常勤職員

区分	国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁
男性	94.3%	100.0%	100%	100.0%	64.6%
女性	110.3%	0.0%	114.8%	0.0%	104.4%

(2)　非常勤職員

区分	国土交通省	観光庁	気象庁	運輸安全委員会	海上保安庁
男性	100.0%	0.0%	－%	－%	-%
女性	107.7%	100.0%	－%	－%	-%

２．男女別の育児休業の取得期間の分布状況

国土交通省

区分	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%
１週間以上２週間未満	3.3%	0.0%	0.0%	0.0%
２週間以上１月以下	36.5%	0.9%	0.0%	16.7%
１月超３月以下	31.2%	1.4%	100.0%	21.4%
３月超６月以下	13.5%	4.7%	0.0%	28.6%
６月超９月以下	6.1%	9.8%	0.0%	11.9%
９月超 12 月以下	6.5%	25.7%	0.0%	14.3%
12 月超 24 月以下	2.4%	26.2%	0.0%	0.0%
24 月超	0.6%	31.3%	0.0%	0.0%

観光庁

区分	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
１週間以上２週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
２週間以上１月以下	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
１月超３月以下	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%
３月超６月以下	16.7%	0.0%	0.0%	100.0%
６月超９月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
９月超 12 月以下	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%
12 月超 24 月以下	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
24 月超	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

気象庁

区分	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	0.0%	－%	－%
１週間以上２週間未満	3.1%	0.0%	－%	－%
２週間以上１月以下	32.8%	0.0%	－%	－%
１月超３月以下	28.1%	0.0%	－%	－%

３月超６月以下	29.7%	12.9%	－%	－%
６月超９月以下	3.1%	9.7%	－%	－%
９月超 12 月以下	3.1%	38.7%	－%	－%
12 月超 24 月以下	0.0%	32.3%	－%	－%
24 月超	0.0%	6.5%	－%	－%

運輸安全委員会

区分	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	0.0%	0.0%	－%	－%
１週間以上２週間未満	0.0%	0.0%	－%	－%
２週間以上１月以下	33.3%	0.0%	－%	－%
１月超３月以下	33.3%	0.0%	－%	－%
３月超６月以下	0.0%	0.0%	－%	－%
６月超９月以下	0.0%	0.0%	－%	－%
９月超 12 月以下	33.3%	0.0%	－%	－%
12 月超 24 月以下	0.0%	0.0%	－%	－%
24 月超	0.0%	0.0%	－%	－%

海上保安庁

区分	常勤職員		非常勤職員	
	男性	女性	男性	女性
１週間未満	2.1%	0.0%	－%	－%
１週間以上２週間未満	3.0%	2.8%	－%	－%
２週間以上１月以下	42.0%	1.4%	－%	－%
１月超３月以下	32.8%	0.0%	－%	－%
３月超６月以下	11.3%	1.4%	－%	－%
６月超９月以下	2.7%	8.4%	－%	－%
９月超 12 月以下	3.6%	9.8%	－%	－%
12 月超 24 月以下	1.5%	14.0%	－%	－%
24 月超	0.6%	61.9%	－%	－%

※ 取得率＝当該年度中の新規取得者／当該年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数
（１人の子について再度育児休業を取得した場合における２度目の育児休業は含まない。）
※ 令和６年度以前に子が生まれたものの、当該年度には取得せずに、令和７年度になって当該子についての最初の育児休業を取得した職員が含まれるため、取得率が 100%を超えることがある。
【出典】国土交通省大臣官房人事課

Ⅸ　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得状況（令和６年度）

		配偶者出産休暇		育児参加のための休暇		配偶者出産休暇及び育児参 加のための休暇	
当該年中に子が生まれた男性職員数（人）		うち配偶者 出産休暇を 使用した職 員数（人）	使用率（%）	うち育児参加のための休暇を使用した職員数（人）	使用率（%）	うち合わせて５日以上の休暇を使用した職員数（人）	使用率（%）
国土交通省（外局を除く）	576	552	95.8%	502	87.2%	435	75.5%
観光庁	5	5	100.0%	4	80.0%	3	60.0%
気象庁	84	80	95.2%	77	91.7%	64	76.2%
運輸安全委員会	2	2	100.0%	2	100.0%	2	100.0%
海上保安庁	453	446	98.5%	439	96.9%	431	95.1%

【出典】内閣人事局「男性国家公務員の育児に伴う休暇・休業の１ヵ月以上取得促進に係るフォローアップ」（令和７年１１月２８日付）

Ⅹ　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	全体	内部部局等	内部部局等以外
国土交通省（外局除く）	20.3 時間/月	31.7 時間/月	18.4 時間/月
観光庁	32.4 時間/月	32.4 時間/月	－
気象庁	16.1 時間/月	21.5 時間/月	13.0 時間/月
運輸安全委員会	22.5 時間/月	22.5 時間/月	－
海上保安庁	25.0 時間/月	23.4 時間/月	25.2 時間/月

【出典】人事院「国家公務員給与等実態調査」（令和７年１月１５日現在）をもとに、国土交通省大臣官房人事課において算出

XI　職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和７年
国土交通省（外局除く）	15.8 日
観光庁	13.4 日
気象庁	15.4 日
運輸安全委員会	14.7 日
海上保安庁	16.9 日

【出典】国土交通省大臣官房人事課

XII　職員の職業生活と家庭生活の両立に資する制度の概要

① 両立支援に資する制度の状況

法令に基づき、休業・休暇に関する諸制度（育児休業、育児時間、育児短時間勤務、育児参加のための休暇、子の看護休暇）、柔軟な勤務時間に関する諸制度（フレックスタイム制度、早出遅出勤務制度）、超過勤務・深夜勤務の制限に関する制度を完備。

② 両立支援制度の利用を促進するための措置

両立支援制度の利用に係る相談ができるよう、各部局に両立支援相談員を設置。また、職員に出産等の事情が生じたことを把握した場合にあっては、管理職員から両立支援制度の紹介及び利用意向の確認を実施。

③ テレワークの推進

原則として、全ての職員がテレワークを実施することのできる環境整備及び、テレワーク可能な業務用端末の整備及びMicrosoft teams等のデジタルツールの整備。また、テレワークの実施方法や円滑なテレワーク実施のためのTIPSを整理して職員へ共有を行うことや、上司や幹部職員が自ら率先して活用するなど、積極的な働き掛けにより、テレワーク・フレックスタイム制等を利用しやすい雰囲気を醸成。